

2019年度 社会人受け入れ数

1. 学部

学部名	正規学生	科目等履修生	その他	計
神学部	3	10		13
文学部	13	12		25
社会学部	0	2		2
法学部	3	1		4
経済学部	0	8		8
商学部	1	0		1
理工学部	0	4		4
総合政策学部	3	1		4
人間福祉学部	0	4		4
国際学部	0	1		1
教育学部	0	1		1
その他（履修証明プログラム受講者）			59	59
計	23	44	59	126

2. 研究科

研究科名	正規学生	科目等履修生	その他	計
神学研究科	2	0		2
文学研究科	1	0		1
社会学研究科	2	0		2
法学研究科	2	0		2
経済学研究科	2	0		2
商学研究科	0	1		1
理工学研究科	1	0		1
総合政策研究科	1	0		1
人間福祉研究科	6	1		7
教育学研究科	2	0		2
国際学研究科	0	0		0
言語コミュニケーション文化研究科	14	3		17
司法研究科	1	0		1
経営戦略研究科	79	76		155
計	113	81	0	194

【K G注】

・以下の私立大学等経常費補助金に関する調査の基準に準じて作成

① 平成31年度に、正規課程（大学は学部及び大学院研究科、短期大学・高等専門学校は学科）に入学した者。ただし、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生については、在留資格にかかわらず、除外。

② 次のアからウのいずれかに該当する者

ア. 平成31年4月1日現在で、25歳以上（平成6年4月1日以前に生まれた者）の学部等に入学した者。ただし、大学院研究科に入学した者については、年齢に限らず要件ウを満たす者に限る。

イ. 平成31年4月1日現在で、25歳未満（平成6年4月2日以降に生まれた者）の学部等に入学し、社会人の定義※に該当する者。

ウ. 平成31年度に、大学院研究科（大学院大学の研究科を含む）に入学し、社会人の定義※に該当する者。

※社会人の定義

次のaからcのいずれかに該当する入学者であること。

- 職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
- 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- 主婦・主夫